

役員等報酬規程

社会福祉法人別福会

社会福祉法人 別福会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 別福会の役員及び評議員等の報酬について定める。

(定義)

第2条 本規程による役員とは、社会福祉法人 別福会理事及び監事をいう。

2 本規程による評議員とは、社会福祉法人 別福会定款の定めによる評議員会の委員をいう。

3 本規程による評議員選任・解任委員会委員とは、社会福祉法人 別福会定款の定めによる評議員選任・解任委員会委員をいう。

4 法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合は、本規定は適用しない。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

2 評議員が評議委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

3 評議員選任・解任委員会委員が同委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

4 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(常勤役員報酬)

第4条 前第3条にかかわらず、法人職員でなく、職員と同様の勤務時間において常態として業務にあたる役員（理事長）に対しては、別表2により、毎月一定の常勤役員報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 本条による報酬を支払う場合、他の報酬は重複してこれを支払わない。

(監事の報酬) 第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払うことができる。

なお、理事会に出席しかつ同一日に評議員会に出席した場合でも、評議員会出席による報酬及び実費弁償費は重複して支払わない。また、同日に監事業務に従事した場合においても重複して支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日に、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬額の算定方法)

第5条 前第1条から第3条までの報酬額の算定方法については、社会福祉法人 別福会 財政状況等に鑑み理事会にて議決する。

2 上記の算定した報酬額の支給方法は現金をもって、出席した日に支給する。

(出帳旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出帳する場合は、社会福祉法人 別福会 旅費規定を適用する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

〃 令和3年10月1日改定

別表1 (理事会等の出席報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	3,000円	交通費実費
評議員会出席報酬	3,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員会 委員出席報酬	3,000円	交通費実費

別表2 (常勤役員報酬)

名称	報酬	実費弁償費
常勤役員(理事長)報酬	398,000円	自動車燃料費として月額 10,000円